

組合員・准組合員の皆様へ

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

～令和6年12月2日以降の被保険者証の取り扱い等について～

法改正により、医療機関等を受診される際は、マイナ保険証によるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行することとなりました。これに伴い、令和6年12月2日より被保険者証の取り扱いについては以下の通りとなりますのでお知らせいたします。

交付するもの	12月1日までに 被保険者証の交付を受けている方	左記以外の方 (当組合の加入者登録が12月1日以降となる方)	
		マイナ保険証登録済み	マイナ保険証未登録
被保険者証 (カード型)	現在お手元にある被保険者証は 令和7年7月31日まで使用可能 (有効期限までに75歳に到達の場合は 75歳の誕生日の前日まで使用可能)	交付しません	交付しません
資格確認書 (ハガキ型)	令和7年7月下旬頃、マイナ保険証 の登録状況に応じて、どちらかをご 送付させていただきます。	交付しません	交付します
資格情報の お知らせ (A4用紙) ※マイナ保険証が利用で きない場合にマイナンバ ーカードと一緒にご提示 いただく書類です	※被保険者証の有効期限内に、住所氏名変 更手続きや被保険者証を紛失された場合、 <u>被保険者証は再発行されません。</u> 状況に応じて「資格確認書」もしくは「資 格情報のお知らせ」をお送りします。	交付します	交付しません

マイナ保険証を保有しているが、以下のような事情があって資格確認書が必要な方

- ① マイナンバーカードを紛失した又は更新中で、有効なマイナンバーカードが手元にない
 - ② マイナンバーカードを返納する予定である
 - ③ 介助者等の第三者が、高齢者又は障害者である被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である
 - ④ その他 (マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない事情がある)
- ⇒ 「資格確認書交付申請書」によって **申請いただくことで**、資格確認書を発行します

【1】 令和6年12月2日以降に加入される方

① 受診時に医療機関等の窓口で提示するもの

マイナ保険証の有無に応じて提示するものが異なります。

《マイナ保険証をお持ちの方》

マイナ保険証をご提示ください。

万が一、マイナ保険証の読み取りができない等の不具合が発生した場合や、マイナ保険証に対応していない場合、医療機関等の窓口にて、マイナポータルの資格情報画面または「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードとともに提示することで、保険給付が受けられます。

《マイナ保険証をお持ちでない方》

「資格確認書」をご提示ください。

② 当組合から被保険者へ交付するもの

マイナ保険証の有無に応じて当組合より以下のものを交付します。

《マイナ保険証をお持ちの方》

「資格情報のお知らせ」を交付します。

当組合に登録されている資格情報を確認するための書類です。受診の際はマイナ保険証をご利用ください。

《マイナ保険証をお持ちでない方》

「資格確認書」を交付します。

従来の保険証と同様に医療機関等で提示することで保険給付が受けられます。

【2】 当組合から令和6年12月1日までに交付された保険証をお持ちの方

保険証の有効期限までは、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」は交付されません。その間、マイナ保険証を利用しない場合は保険証をご利用ください。

① 保険証の有効期限

現在お持ちの保険証は有効期限の令和7年7月31日まで使用できます。

(有効期限までに75歳に到達の場合は、75歳の誕生日の前日まで使用可能です。)

なお、住所氏名変更などで保険証の記載内容に変更が生じた場合や、紛失等した場合は従来の保険証の再交付は行われず、マイナ保険証の登録状況に応じて「資格情報のお知らせ」か「資格確認書」のどちらかが発行されます。

② 受診時に医療機関等の窓口で提示するもの

以下の通りの取り扱いとなります。

令和7年 7月31日 まで	《マイナ保険証をお持ちの方》	《マイナ保険証をお持ちでない方》
	マイナ保険証もしくは従来の保険証をご提示ください	従来の保険証をご提示ください

令和7年 8月1日 以降	《マイナ保険証をお持ちの方》	《マイナ保険証をお持ちでない方》
	マイナ保険証をご提示ください※	「資格確認書」をご提示ください

※医療機関等の窓口にて、マイナ保険証が読み取りできない等の不具合が発生した場合や、マイナ保険証に対応していない場合は、マイナポータルの資格情報画面または「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードとともに提示することで保険給付が受けられます。

③ 当組合から被保険者へ交付するもの

保険証の有効期限が近づきましたら、マイナ保険証の有無に応じて当組合より以下のものを交付します。

《マイナ保険証をお持ちの方》

「資格情報のお知らせ」を交付します。

当組合に登録されている資格情報を確認するための書類です。受診の際はマイナ保険証をご利用ください。

《マイナ保険証をお持ちでない方》

「資格確認書」を交付します。

従来の保険証と同様に医療機関等で提示することで保険給付が受けられます。

④ 保険証の記載内容に変更が生じた場合や紛失・破損等した場合

保険証の内容に変更が生じた場合や紛失・破損等した場合は、保険証は再交付されず、マイナ保険証もしくは「資格確認書」へ切り替わります。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方はマイナ保険証、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードをお持ちでも利用登録がお済みでない方は当組合が交付する「資格確認書」を医療機関等の窓口にて提示してください。

当組合からの交付物は上記③のとおりです。